様式－８

元　請 確認欄	

有　資　格　者　報　告　書

（着手前及び変更時・追加時その都度報告）

事業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作業所

所　長　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

貴作業所において就労する資格者を次の通り報告します。なお、資格の交付者、交付番号、交付年月日等は資格証の写等の通りです。

会　社　名

安全衛生責任＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

区分	資格名称	氏名	氏名	氏名	氏名
作業主任者	地山の掘削				
	土止めの支保工				
	足場の組立				
	鉄骨の組立				
	型枠支保工				
	ずい道等の掘削				
	ずい道等の覆工				
	高圧室内（免）				
	第一種酸素欠乏危険				
	第二種酸素欠乏危険				
	特定化学物質等				
	有機溶剤				
	コンクリートの破砕器				
	コンクリート造の工作物の解体				
就業制限	車建機（整・運積・掘用）運転 3t以上				
	車建機（解体用）運転 3t以上				
	車建機（基礎工事用）運転 3t以上				
	ショベルローダー等運転				
	不整地運搬車 1t以上				
	移動式クレーン運転士（免） 5t以上				
	小型移動式クレーン運転 1t以上				
	高所作業者 10m以上				
	クレーン運転士（免） 5t以上				
	床上操作式クレーン運転 5t以上				
	玉掛 1t以上				
	ガス溶接				
	発破技士（免）				
	潜水士（免）				
労働安全衛生法以外の資格	自動車（免）				
	海技（免）				
	火薬類取扱保安責任者（免）				
	危険物取扱者（免）				

区分	資格名称	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
特別教育	・研削といしの取替・試運転						
	・アーク溶接						
	・電気取扱（低圧）						
	・不整地運搬車（1ｔ未満）						
	・立木の伐木等						
	・小型（3ｔ未満）車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）						
	・小型（3ｔ未満）車両系建設機械（基礎工事用）						
	・小型（3ｔ未満）車両系建設機械（解体用）						
	・非車両系基礎工事用建設機械						
	・車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作						
	・ローラーの運転						
	・車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作						
	・ボーリングマシーン						
	・高所作業車10m未満						
	・ウィンチ（動力巻上機）						
	・軌道装置の動力車						
	・５ｔ未満クレーン						
	・１ｔ未満　移動式クレーン						
	・建設用リフト						
	・１ｔ未満　玉掛						
	・ゴンドラ						
	・送気用空気圧縮機の運転						
	・作業室への送気調節						
	・気間室の送排気調節						
	・潜水作業者への送気調節						
	・再圧室の操作						
	・高圧室内作業						
	・第一種酸素欠乏危険作業						
	・第二種酸素欠乏危険作業						
	・特定粉じん作業						
	・ずい道の掘削・覆工等						
	準　.振動工具取扱作業者						
	準　.石綿取扱作業者						
	準　.有機溶剤業務従事者						

制定日：　2002年　6月　1日
改訂日：　2010年　4月　1日